

沼津市立門池小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

I いじめの定義と基本的なとらえ

いじめとは「当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃（インターネット手段も含む）を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」（平成18年度文科省）であり、いじめはどの学級にも、どの子にも起こりうるものであると捉える。

また、「居場所と活躍の場所のある学校・学級づくりに努めるとともに、自分も友達も大切に育てる。」ことを本校の生徒支援の目標とし、いじめが起きにくい、起きても止められる学級、学校づくりに努めていく。

II いじめの態様

- 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視。
- 3 ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたりする。
- 5 ものを壊されたり、捨てられたりする。
- 6 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 7 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

III 組織

1 不登校・いじめ対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒支援主任、養護教諭、不登校担当、学年主任、担任、スクールカウンセラー

(2) 開催

ア 校内委員会（学年主任会等と兼ねて毎月開催）

イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(3) 内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や、取組の進捗状況の確認及び検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ 発見されたいじめ事案の集約と対応の検討

カ 重大事態への対応

IV いじめの未然防止

1 学ぶ楽しさを味わえる授業の実践

(日々の授業の中で、良好な人間関係を築いていくことを目指す。)

(1) 「あたたかな聴き方」「やさしい話し方」の育成

- ・話し手の方を見て聴くことや、相手意識を持ち、聴いている人に分かりやすく話すことで、相手を思いやる態度を育成する。
- ・子供同士の関わり合いを通して、コミュニケーション力を高める。
- ・学びを通じての「居場所」をつくり、どのような考えも受け入れる環境をつくる。

(2) 学習課題「付きたい力」・ふり返りの提示

- ・1時間の授業の中で「付きたい力」を示し、授業の見通し(単元や1時間のゴール)を子供たちが共有できるように工夫する。

(3) 教師が言いたいことを子供同士が話すような授業の展開

- ・「なぜ?」「どうして?」「だから?」「どうしたい?」「どういうこと?」を子供に問いかけていく。

2 進んであいさつをする子を育成するための取組

(1) 日常の取組

- ・「はい」という返事や「おはようございます」「さようなら」「こんにちは」という日常的なあいさつを日々指導する。
- ・教職員が子供、保護者、地域の人等に進んであいさつをし、子供たちの良き手本となる。
- ・「～さん」などあたたかな言葉遣いで人と関わることができるようにする。
- ・「ありがとう」が飛び交う学級づくりを行う。
- ・「ごめんなさい」が素直に言える子、失敗を許し合える学級づくりを目指す。
- ・学年に応じて「失礼します」など場に応じたあいさつができるよう指導する。

(2) あいさつ運動の実施

- ・クラスの友達、学年の友達、ペア学年、全校の人など、あいさつの幅が広がるようなめあてを設定する。

3 人のために働くことに喜びを感じられる子を育成するための取組

(1) 特別活動における取組

- ・児童の主体性を生かした学年集会、6年生ありがとうの会等の集会の企画、運営をすることで、みんなを楽しませたり喜ばせたりすることの心地よさを実感できるようにする。
- ・たてわり遊び、ペア交流による異学年との関わりを通して、互いに思いやり感謝したりする気持ちを持てるようにする。
- ・児童が自ら工夫して係活動や委員会活動に取り組むことができるよう指導する。

(2) 黙働の取組

- ・黙って仕事に取り組むことで、清掃に集中できるようになり、きれいな学校づくりを子供も教師も一緒にしていく。
 - ・トイレのサンダルや清掃用具をそろえたり、落ちているものやごみを自分から拾ったりするなど、黙っていても自分から働くことができる子を称揚していく。
- ※ 子供たちの取組を認め、励ますことで、自己有用感を育てていく。

4 児童の規範意識を育むための取組

(1) きまりを守ることの大切さの指導

- ・「池っ子のやくそく」の内容について、足並みをそろえて指導していく。
- ・授業においてもルールを守ることの大切さを系統的かつ計画的に指導していく。
(例：授業の約束や4年生、6年生の社会科の内容などにおいて)

(2) 道徳教育の充実

- ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。
- ・道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

※ ルールを守ってまじめに取り組んでいる子どもを見落とさないようにし、そのような子を大切にできる学級づくりをしていく。

5 自他の命を大切にする子を育成するための実践

(1) 人間関係プログラムの実施

- ・一人一人のよさや可能性を生かし、共感的な人間関係づくりや、異なる考えが認められたり、生かされたりする集団づくりを行う。
- ・人を傷つけるようなことをしたり、言葉を遣ったりしないよう指導していく。
- ・互いに尊重しあう素地づくりに努める。(授業中は「～さん」を徹底させる。)

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・スマホ安全教室」やネットモラル授業の実施

- ・年間計画に基づき、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

V いじめの早期発見

1 日頃の観察による児童の様子への把握

- (1) 健康観察…一人一人の表情を確認しながら、朝の健康観察を行う。
- (2) 授業中…姿勢、表情、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、文字、隣の席との距離等
- (3) 休み時間…独りぼっち、「遊び」と称してのからかいやいじり
- (4) 給食…班からの机の距離、会話の様子、当番の仕事の様子
- (5) 登下校指導…下校の様子（独りぼっち、荷物を持たされている等）

2 「門池小心のアンケート」の実施（年間3回）2回目は沼津市いじめアンケート調査を行う。

3 「ハートオープン月間」の実施（10月実施）

- ・子供と教師がじっくり話せる機会を作る。また、話の中から情報をつかむ。

4 保護者・地域からの情報収集

VI いじめの対応

○校長…情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭…校長を補佐し連絡調整を行い、広報を行う。

○主幹教諭…情報を集約する。

○担任…事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめを行った児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。いじめが認められた場合、解消に向けて3か月間を目安に経過観察

○学年主任（学年部職員）…担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。管理職に報告する。

○生徒指導主任…校内外のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。

○養護教諭…児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラー…専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童のカウンセリング等を行う。

VII 関係機関との連携

- ・いじめ問題に対応するときに、学校と関係機関（沼津市教育委員会、警察、児童相談所など）が、連携を図りながら対応する必要が出てくることも予想され、特に、暴力や恐喝を伴ういじめについては、警察機関との連携を図りながら、解決に向けての支援を行っていく。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

1 重大事態とは

- (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合」
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- (3) 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合」

2 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。

- (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査主体を判断する。

【学校を調査主体とした場合】

- ・学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会が母体）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ・学校は、調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

【教育委員会が調査主体となる場合】

- ・学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

IX 相談窓口

「いじめにあっている」「いじめを目撃した」「これっていじめ？」等のいじめについてご相談できます。

○門池小学校 電話 922-1481

校長 遠藤 宗男

教頭 久保田 勇・内村 裕美

生徒指導主任 瀬川 勇真

その他の相談先

○沼津市教育委員会 電話 934-4809

○ハロー電話「ともしび」 電話 931-8686

○24時間子供SOSダイヤル（固定電話優先） 電話 0120-0-78310

○「いじめ・暴力」相談メールアドレス

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/> <http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime>

